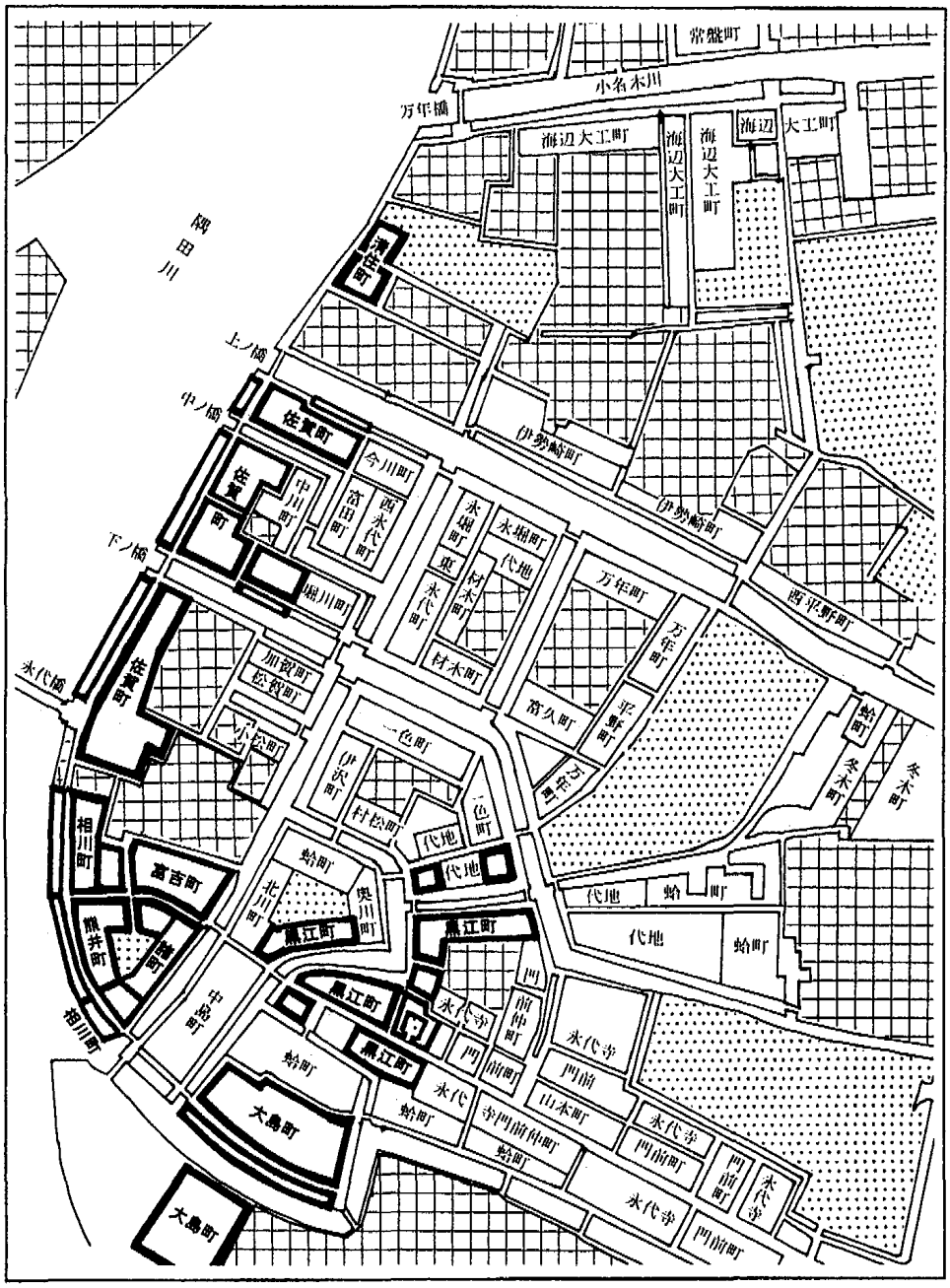
深川猟師町の漁師

高山慶子

はじめに

深川猟師町とは、江戸時代に隅田川東岸の永代橋付近に存在した清住町・佐賀町・相川町・熊井町・富吉町・諸町・大島町・黒江町の八町の総称である（「図1」参照）[1]。由緒書によれば[2]、当初は老中の酒井忠世の屋敷を拠点に漁を行っていた漁師達が、寛永六年（一六二九）に冥加として魚貝類を江戸城に上納し、将軍が御成の時には役船を勤めることを条件に、地子免許で土地を与えられたことが深川猟師町の起立とされている。深川猟師町は起立当初から関東郡代の支配を受けたが、正徳三年（一七一三）に町奉行支配となり、以降は関東郡代（寛政四年（一七九二）以降は代官）と町奉行の両支配を受けた地域として知られている。本稿は、深川猟師町における漁師の在り方の変容過程を分析し、城下町江戸の拡大によって町方社会に組み込まれた地域における、住民構造の変化の一断面を明らかにしようとするものである。

分析は土地所持と漁船所持という二つの指標から行う。土地と漁師との関係については、享保一七年（一七三二）に周辺地域の金杉浦・本芝浦・大井御林浦・羽田浦の漁師組頭・漁師代・年寄・名主によって作成された訴状に「私共町々猟師儀は（中略）大方地借・店借」であると記されていること、及び嘉永三年（一八五〇）の漁業出入に関わった深川猟師



〔図1〕18世紀後半頃の深川弧師町周辺概要図

武家地　寺社地

町などの漁師達が店借であったことを根拠として、深川猟師町の漁師は地借・店借層が中心であったとする出口宏幸氏の指摘がある[3]。起立当初の深川猟師町の漁師達は土地（屋敷地）を所持したと想定される以上[4]、享保期までに多くの漁師達は土地の所持から離れたことになる。出口氏の研究では、『寛永録』（後述）に収録された元禄一〇年（一六九七）一二月付けの「武蔵国葛飾郡猟師町検地水帳」[5]（以下「検地帳」）に記載された屋敷地・名請人数と漁船（船株）数の間には関連性が認められず、名請人は漁船（船株）所持者とは言えないとされているが、本稿の第二章では「検地帳」を再検討することによって、土地と漁師との関係について改めて考える。

漁船所持に関する分析では、土地所持という指標からは読みとれない漁師の在り方の変容過程を解明する。漁船と漁師との関係については、安永八年（一七七九）当時の漁師惣代が漁船所持者であったと仮定されているが[6]、漁船所持をめぐる分析は史料年代・内容の考証に不明な点が多く、再検討が必要であると考えられる。そこで本稿の第三・四章では、分析の時期を漁船所持に関する史料が残された享保九年（一七二四）から安永九年（一七八〇）に設定し、当該時期における漁船所持者と漁師との関係を明らかにする。

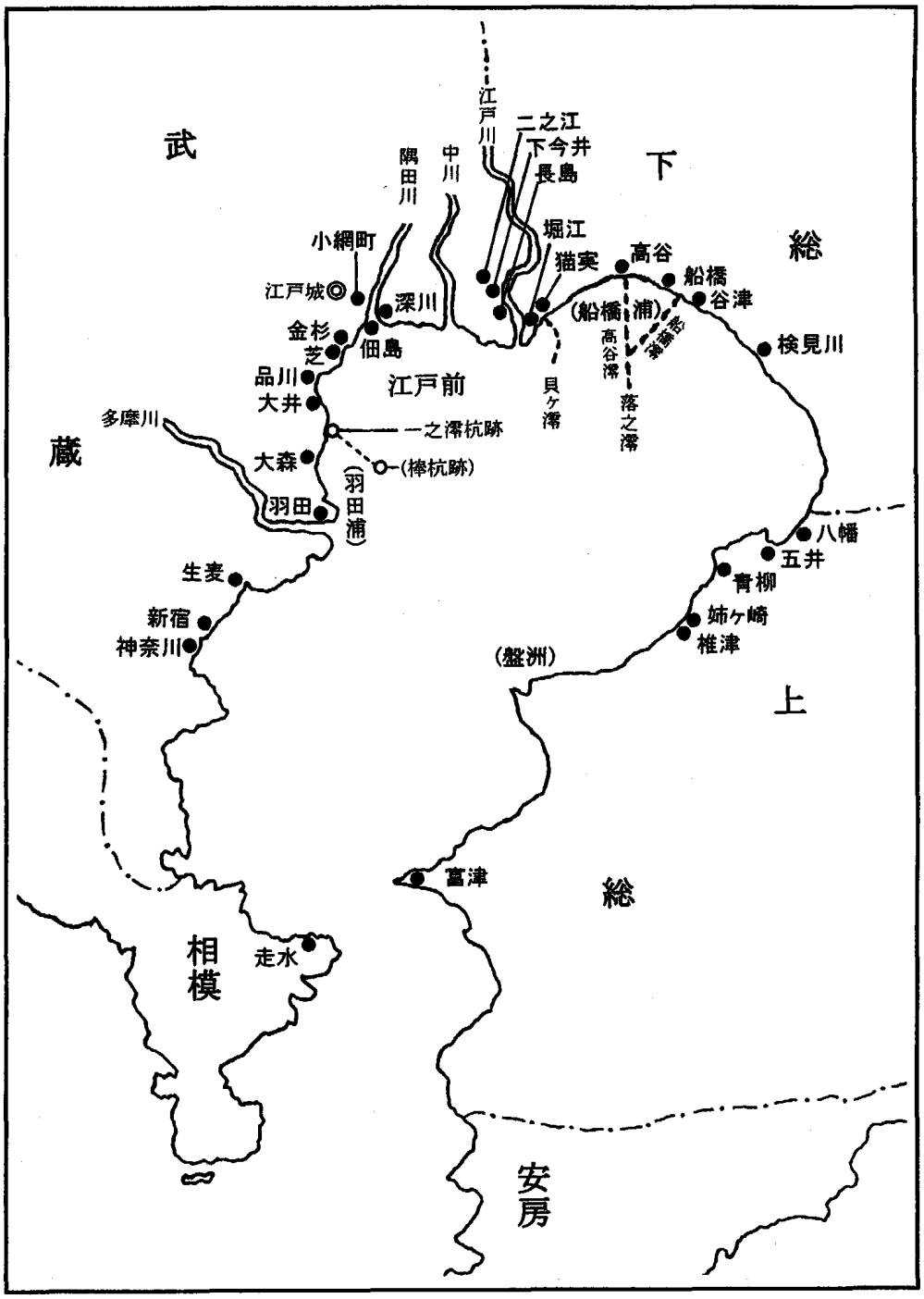
なお第一章では、分析の前提として深川猟師町の漁師達が漁を行った漁場及び漁法についてまとめておく。主な分析史料は、相川町の名主相川新兵衛によって編纂されたと考えられる『寛永録』である[7]。

一　漁場と漁法

江戸時代の漁場には、地先磯付漁場（磯漁場）と、それ以遠の沖漁場があったとされるが[8]、正徳五年（一七一五）一二月一一日付けの「猟場出入御評定所御裁許御書下之写」[9]には、「右諸町〔深川猟師町八町・中島町・蛤町・奥川町・北川町・南八町堀三町（引用者注）〕地付之磯浦無之、従古来御領所内海之分、入会ニ付」と記されており、深川猟師町の漁

師達は、一般的にはそれぞれの地付浦が独占的に漁を行う磯漁場を、周辺地域の漁師達と入会で利用した。「向後北者大前(森)村前御林町浦境一之澪杭跡ゟ東南棒杭跡之内論所江、深川諸町并八町堀ゟ貝猟堅不可入、網猟ハ双方入会候場所、可為有来通」とされたこの時の評定所の裁許、及び「貝ヶ澪より東北は船橋村計の磯猟場、西南は葛西、行徳、深川、芝、品川五ヶ所の入会磯猟場と定[10]」とされた天明二年（一七八二）の裁許に基づき、貝漁を行う入会磯漁場は一之澪杭跡から貝ヶ澪までと公定された（〔図2〕参照）。大島町・熊井町・相川町、及び蛤町・中島町・奥川町の漁師惣代・月行事・名主の作成による弘化五年（一八四八）三月付けの書付には、「武州御林町一ノ澪杭跡ゟ利根川尻貝ヶ澪境迄、江戸前岸通水面干潟共一円[11]」とあり、入会磯漁場は江戸前と称されていた。享保一五年（一七三〇）五月に船橋村の漁師惣代・名主・組頭が勘定奉行所に宛てた訴状には、「おちのみよよりかいがみよ迄を船橋浦と申、かいがみよより、はねだ浦境迄を、江戸前と申来候事[12]」と記されており、この頃には漁師達の間で江戸前という呼称が使用されていたようである[13]。一方、沖漁場は「漁師共内海之内江戸前ゟ下総国堀江・猫実・船橋、上総国八幡・五井・青柳・姉ヶ崎・椎津・伴(ママ)津入会働申候[14]」とされる通り、江戸前から下総・上総国に至る江戸内湾の東側の海域に及んだ。

漁法については、嘉永二年から三年（一八四九～一八五〇）にかけて、深川猟師町及び本所辺の漁師達の間で起きた笱漁（後述）をめぐる争論の中で[15]、相川町と熊井町の漁師達が「古来ゟ職業ハ、手網・四ツ手網・川地引・小引網・投網・長縄、凡六職ニ有之候」と申し立てており、深川猟師町では古くからこれらの漁具が使用されていたことが知られる。手網とは水中に入れた網を人力で引き寄せる漁、投網は網を水中に投げ広げ、網が水底に達した後に網をすぼめて引き上げる漁であり、これらの漁では多様な魚類が漁獲された[16]。四ツ手網とは沈めた網に白魚などの小魚が入ると引き上げる漁である。川地引・小引網はいずれも小地引網であると考えられ[17]、四名の漁師が洲上で使用し、鰻や雑魚などを漁獲した。長縄は一本の長い縄に沢山の釣り糸をつけて行う漁であり、鰻などが漁獲された。貝藻類については、先に触れた正徳五年の裁許状の中に「貝猟巻猟致来候[18]」とあり、貝桁・小貝桁や大巻・小巻と呼ばれる漁具が使用されたと考えられ、前者



〔図2〕江戸内湾地域の概要図

では主に赤貝（貝桁）や蛎（小貝桁）など、後者では蛤・蝌などが漁獲された。これらの漁具による漁の多くは、一艘の漁船と一～三名の漁師で行われる小規模なものであった。

天明八年（一七八八）になると、新網町の漁師が品川沖付近で四ツ手網漁を行った場合の支障の有無について、深川猟師町の漁師達は「四ツ手網を以小魚取候儀者浮猟之義ニ付、差而相障候義も無御座」と述べており[19]、寛政三年（一七九一）には「浮猟稼仕候者ハ別而人少ニ相成[20]」という状況であったことが知られる。この頃の深川猟師町においては、海水の上層で生活する浮魚を獲る漁師は少なくなっており、磯漁場で底魚・貝藻類を獲る漁が主流になっていた。

以上のような伝統的な漁法に対して、新しい漁法である笱漁をめぐる争論は、既に文政一二年（一八二九）・天保二年（一八三一）に起きていた。笱漁とは、棕櫚縄に結び付けた竹製の漁具を川中に沈めて鰻を獲る漁であるが、沈めた縄と長縄の釣り糸が絡み、長縄漁の妨げになることから問題となった。また、明治一六年（一八八三）に東京府が作成した調査書に、「天保年間以降各浜浦共猥リニ細目ノ網ヲ使用シ、或ハ雑魚網、蝦桁等ノ流行ニ原因スルナラン、然リト雖トモ、漁法ノ制度之レナキヲ以テ、当浦〔深川浜（引用者注）〕ノ如キモ止ムヲ得ス細目ノ網及新漁具等ヲ使用スルニ至レリ[21]」とある通り、天保期には雑魚網・蝦桁などの細目の網や新しい漁具が使用されるようになった。

以上の通り、天明・寛政期の深川猟師町では浮漁は衰退して地付漁が主流となり、文政期には新しい漁具が使用され始め、伝統的な漁法との間で問題が起こるようになった。このような推移は見られるが、深川猟師町では江戸時代を通して少人数で行える小規模な漁法が主流であったと言えよう[22]。

二　元禄期の土地と漁師

深川猟師町では寛文一〇年（一六七〇）に検地が行われた。『寛永録』には「寛文十戌年、猟師町、伊奈半十郎〔忠常

（引用者注）」様ゟ本家御縄入ニ相成、七月廿五日御検地屋敷高九町六反八畝廿壱歩与相定、同年十一月御年貢上納被仰付候[23]」と記録されており、この時の検地によって起立以来地子免許であった土地に年貢が賦課されたことが知られる。元禄八年（一六九五）には、「元録（禄）八亥年六月三・四・五日、酒井河内守〔忠挙・上野国前橋藩主（引用者注）〕様・安藤対馬守〔重博・備中国松山藩主（引用者注）〕様再御検地、本家・河岸屋敷共石高百四拾三石七斗四升四合、此屋敷反別拾壱町九反七畝廿六歩、石盛壱石弐斗ニ御定[24]」とある通り、再検地が行われた。元禄一〇年一二月付けの「検地帳」は、この再検地の時に作成されたものである[25]。寛文一〇年の反別が「屋敷高」で示されている通り、この頃の土地はすべて屋敷地であったことが窺われるが、「検地帳」に記された土地もすべて屋敷地である。元禄の再検地では寛文一〇年より反別が二町余増加したが、増加分の多くは一町七反七畝一六歩を占める河岸地であったと考えられる。「検地帳」には一七三筆の本屋敷地と八二筆の河岸地の計二五五筆が記載されているが、佐賀町が町中で所持する河岸地のほかは、河岸地は本屋敷地付き地面と理解され、実質の屋敷地数は町中持ちの河岸地を一筆と数えて一七四筆である。名請人は、複数の町で確認された同じ名前の者を異なる者と理解したことにより、一五〇名となった[26]。〔表1〕は、これらの中から身元などが知られる名請人を抽出したものである。情報が得られたのは一七四筆中の四一筆分にとどまるが、可能な限り分析を行う。

まずは、名請人の中に七名の武士が存在したことが判明するが、第一の特徴として武家の名請地の多くは蔵屋敷であったことが挙げられる。伊達家が佐賀町に所持した三筆の屋敷地は、「国許ヨリ米相廻シ差置申候[27]」とされる蔵屋敷であった。この蔵屋敷がいつ頃から佐賀町に存在したのかは不明であるが、史料上では元禄二年（一六八九）までさかのぼることができるとされている[28]。前田家は、黒江町に四三一坪の屋敷地と深川海辺新田に二三七坪の抱屋敷を所持していたが、後者の抱屋敷は「道敷無之ニ付、寛文五巳ノ年、右町屋地面〔黒江町の屋敷地（引用者注）〕求置」とあり、寛文五年（一六六五）に黒江町の屋敷地を抱屋敷としたことが知られる。そして前田家は「川筋ニ屋敷所持不仕、国元ゟ相廻り候

〔表1〕元禄10年(1697)の名請人

	名請人		町	屋敷地 反	畝	歩	河	備考
1	武家	榊原式部大輔	清住町		5	2	○	越後国村上藩主榊原政邦
2	武家	榊原式部大輔	清住町	2	5	25	○	越後国村上藩主榊原政邦
3	武家	榊原式部大輔	清住町		1	16	○	越後国村上藩主榊原政邦
4	武家	榊原式部大輔	清住町		2	28	○	越後国村上藩主榊原政邦
5	武家	松平陸奥守	佐賀町		3	14		陸奥国仙台藩主松平(伊達)綱村
6	武家	松平陸奥守	佐賀町	1	9	4		陸奥国仙台藩主松平(伊達)綱村
7	武家	松平陸奥守	佐賀町		6	12	○	陸奥国仙台藩主松平(伊達)綱村
8	武家	松平加賀守	黒江町	1	4	11		加賀国金沢藩主松平(前田)綱紀
9	武家	杉浦内蔵丞	清住町	1	1	26		旗本杉浦正綱(8000石知行)
10	武家	伊奈半十郎内原次右衛門	清住町		3	20		旗本伊奈忠篤(3960石余知行)家来
11	武家	成瀬隼人正	清住町	1	8	12	○	尾張国名古屋藩付家老成瀬正親
12	武家	松平弾正忠内宇野伝右衛門	佐賀町		4	15	○	相模国甘縄(玉縄)藩主松平(大河内)正久家来
13	名主	次郎兵衛	佐賀町		9	29	○	
14	名主	藤左衛門	佐賀町		9	5	○	
15	名主	新兵衛	相川町		4	11	○	
16	名主	助十郎	富吉町		1	14		
17	名主	助右衛門	黒江町		3	29		
18	名主	助右衛門	黒江町		2	19		
19	町人	三郎右衛門	黒江町		4	15		黒江町町人
20	町人	三郎右衛門	黒江町		4	6		黒江町町人
21	町人	三郎右衛門	黒江町	1	7			黒江町町人
22	町人	小左衛門	大島町		8			大島町町人
23	町人	小左衛門	大島町	2	4	2		大島町町人
24	町人	小左衛門	大島町	1	1	16		大島町町人
25	町人	次郎右衛門	清住町		6	2	○	小田原町町人大坂屋次郎右衛門
26	(町人)	七郎兵衛	黒江町		8	8		享保元年本材木町五丁目居住
27	(船主)	権右衛門	佐賀町		4	14	○	享保9年の船主
28	(船主)	甚兵衛	佐賀町		2	17		享保9年の船主
29	(船主)	五郎左衛門	佐賀町		3	24	○	享保9年の船主
30	(船主)	仁兵衛	佐賀町		5	1	○	享保9年の船主
31	(船主)	茂右衛門	佐賀町		5	1	○	享保9年の船主
32	(船主)	七兵衛	佐賀町		6	24	○	享保9年の船主
33	(船主)	三郎兵衛	相川町		4		○	享保9年の船主
34	(船主)	七左衛門	熊井町		8	18	○	享保9年の船主
35	(船主)	七左衛門	熊井町	1	4	16	○	享保9年の船主
36	(船主)	清左衛門	富吉町		1	18		享保9年の船主
37	(船主)	五兵衛	大島町	3	2	11	○	享保9年の船主
38	(船主)	次右衛門	黒江町		6	29		享保9年の船主
39	町	惣町中持	佐賀町			20	●	
40	町	町中	富吉町			7		
41	寺社	清光寺	佐賀町			12		

出典:「武蔵国葛飾郡猟師町検地水帳」(『寛永録』壱、16-54頁)
・三郎右衛門:『寛永録』弐、11・13頁
・小左衛門:「深川大嶋町地所調」(国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、809-16)
・次郎右衛門:「肯山公治家記録全書」後編巻之八十八(『仙台藩史料大成 伊達治家記録』二十、宝文堂、1981年)
・七郎兵衛:「深川屋敷書替証文之写」(東京大学経済学部図書館文書室所蔵白木屋文書A6-11)
・船主:「御役所御帳面之写(船主書上)」(『寛永録』三、70-87頁、〔表2〕参照)
(注1)河岸地付きの屋敷地の反別は、河岸地の反別を合わせた数値である。
(注2)括弧付きの町人・船主は、後年に同名の者が確認されたことを示す。
(注3)屋敷地の「河」は河岸地付き地面であることを示す。但し●は河岸地のみの地面である。
(注4)武家の備考は『寛政重修諸家譜』による。

米穀荷物等入置候蔵相建申度ニ付」とある通り、これらの屋敷地を蔵屋敷として利用したことが判明する。[29] また、寛文一一年（一六七一）の刊記を有する「新板江戸外絵図深川本庄浅草」[30]には当該地辺りに「杉ウラクラ」と記されており、杉浦家の屋敷地も蔵屋敷であった。そして、小田原町に居住する大坂屋次郎右衛門が名請した清住町の屋敷地についても、「松平対馬守殿蔵屋敷、次郎右衛門ト云フ者、名代ニテ有シヲ」[31]とある通り、実際には豊後国府内藩主の松平（大給）近陣の蔵屋敷であったことが知られる。第二の特徴は、一七世紀の中頃には既に多くの武家の屋敷地が存在したことである。検地が実施される以前の明暦三～四年（一六五七～一六五八）頃に作成されたと考えられる「（江戸大絵図）」[32]には、当該地辺りに「杉浦内蔵」・「成瀬隼人」などの名前が確認され、この頃には杉浦・成瀬家は屋敷地を所持していたことが判明する。同図には「松平加賀」の名前も見られ、前田家が寛文五年以前から所持していた屋敷地が明暦期には存在したことも確認できる。[33] また「新板江戸外絵図深川本庄浅草」の当該地辺りには「榊原クマノ介」と記されており、寛文一一年には榊原家は屋敷地を所持していたことが知られる。

次に五名の名主が居町に土地を所持したことに注目する。検地が行われた頃の深川猟師町には八名の名主が存在したが、これらの八名はいずれも深川猟師町の開発人としての由緒を有し、起立当初から土地を所持していたと考えられる。[34] つまり元禄一〇年には三名の名主が居町の土地を手放したことが判明するのであるが、『寛永録』の記録に「元（禄）元辰年四月廿八日、御年貢町屋敷永代売御免被仰付候」[35]とある通り、深川猟師町では元禄元年（一六八八）に屋敷地の売買が公認されたことが知られ、元禄一〇年頃の名主の土地所持の在り方は、土地の売買が少なからず行われていたことを暗示していると言えよう。

そして町人については、三郎右衛門が黒江町居住の居付地主であり、小左衛門についても「大島町之内町人小左衛門」が起立当初に大島町の二反歩の土地を所持したことが確認され、小左衛門は起立当初から大島町に居住して複数の土地を所持する居付地主であったと考えることができよう。[36] また、七郎兵衛は享保元年（一七一六）に本材木町五丁目に居所を

置いて黒江町の屋敷地を所持したことが確認され[37]、元禄一〇年当時も本材木町五丁目に居住する不在地主であった可能性が高い。このように町人の名請人には居付地主と不在地主が混在したと考えられるが、居付地主が複数の屋敷地を所持したことを考慮に入れるならば、元禄一〇年頃は居付地主の占める割合が依然として高かったと言ってよいであろう。

以上の通り、一七世紀中頃の深川猟師町及びその周辺には多くの武家の蔵屋敷が存在し、一七世紀後半頃には土地の売買が少なからず行われ、元禄一〇年には武家・名主・町人などの様々な人々が、深川猟師町の土地を所持するに至った。このような状況下において、享保九年の漁船所持者と同じ名前の名請人が一一名存在したことは注目に値する。これらの一一名がそれぞれ同一人物、あるいは襲名した親子関係にある者とするならば、名請人の中には享保九年の船主とは襲名関係にない親達も含まれていたと想定することも可能であり、元禄一〇年当時の土地所持者の中には、一一名以上の漁船を所持する漁師が存在したと考えることができる。無論、当時は漁師以外の者も土地を所持しており、漁師の手から土地が離れてゆく傾向にあったことは間違いないであろう。この点は、享保九年に漁船を所持していた名請人である佐賀町の仁兵衛と茂右衛門が、宝暦一〇年（一七六〇）には同じ土地の家守となっており[38]、両者が元禄一〇年以降のある時点で土地を手放したことが判明することからも、同様の傾向を窺うことができる。以上より、起立当初土地を所持していた漁師達は、一七世紀の早い段階から土地を手放し始めたが、元禄一〇年頃の漁師と土地所持者は完全に分離するには至っていなかったと考えられる。

三　享保期の漁船と漁師

深川猟師町の漁船は起立当初から関東郡代役所の管轄下にあったが、享保九年に川船役所の極印が打たれ、以降は関東郡代役所（寛政四年以降は代官役所）と川船役所の両役所の管轄下に置かれた。〔史料1〕は深川猟師町の漁船が無年貢

である理由を、名主達が関東郡代役所に返答した宝暦九年（一七五九）一〇月付けの書付の一部である。[39] 以下では〔史料1〕に沿って深川猟師町の漁船に関する事実関係を検証する。

〔史料1〕

一、猟師町之義、寛永六己巳年、潮除提之外猟師町ニ取立申度段、古半十郎〔伊奈忠治（引用者注）〕様江奉願候処、願之通被仰付候ニ付、其節ゟ御菜御肴并御役船相勤申候ニ付、猟船之義無年貢ニ而御座候処、貞享五辰年中、川船ニ紛敷候旨ニ而、当　御役所〔関東郡代役所（引用者注）〕様ゟ御幟被下置、船印ニ相建、猟業仕候、其後元録（禄）九子年、御焼印札ニ相成、宝永三戌年中、右御焼印札御引替被下置候儀ニ御座候処、享保九辰年中、川船方御極印請候様被仰付、猟船之義不残御極印受候儀相成申候、尤先年ハ船数相極候儀も無御座候処、川船方御極印受候節、町々船数高等相極候様奉存候

深川猟師町の漁船は、起立以来江戸城への魚貝類の上納などを担うため無年貢船であった。一方、川船とは川で貨客を運送した船であるが、江戸及び関東の河川を通る川船は川船役所の極印が打たれ、役銀を徴収された。[40] 延宝六年（一六七八）、貞享四年（一六八七）、元禄二年、元禄九年（一六九六）、そして元禄一五年（一七〇二）に、川船役所による極印改めや年貢・役銀の取り立てに関する触書が出されたことが明らかにされているが、深川猟師町の漁船は貞享五年（一六八八）に幟、元禄九年には鑑札（「御焼印札」）が関東郡代役所から与えられた。享保九年六月に深川猟師町の船主・漁師惣代・名主が川船役所の極印打ちの免除を求めた訴状の中に、「先年も度々御極印被仰付候得共、右之段申上、御焼印札被仰付候」[41]と記されていることから、深川猟師町の漁船は貞享五年と元禄九年に川船役所の極印を受けることを要請されたが、関東郡代役所の幟・鑑札が与えられたことによって、極印打ちは免除されたと理解できる。しかし、享保五～六年

（一七二〇～一七二一）には川船役所の制度改革を伴う大規模な極印改めが行われ[42]、この過程で深川猟師町の漁船も享保九年に極印打ちが義務付けられたと考えられる。当時の川船役所は船にかかる年貢高に応じて、守・文・立・全・言の極印を定めていたが、〔史料1〕に付された下札には「本文ニ有之川舟方御極印与申候者、言ノ字御極印ニ御座候」と記されており、深川猟師町の漁船に打たれた極印は無年貢であることを示す「言ノ字」の極印であったことが知られる[43]。また〔史料1〕には、この時に初めて漁船高が決められたとあるが、宝暦一二年（一七六二）三月二六日付けの「（無年貢漁船調査書）」（後述）には「猟船高百六拾九艘」とあり[44]、深川猟師町の漁船高は一六九艘とされたことが判明する。

『寛永録』には、一六九艘の漁船所持者が書き上げられた「御役所〔関東郡代役所（引用者注）〕御帳面之写」が収録されている[45]。この帳面は明和八年（一七七一）に関東郡代役所が行った船主改めの台帳とされたものであるが、この帳面の写しに続けて以下の但し書きが記されている。

〔史料2[46]〕

但、明和八年卯四月廿六日、伊奈半左衛門様御役所石母弥一右衛門殿、渡辺丹下殿掛、右船主名前印形致候様被仰付候ニ付、右猟舟之儀者上ヶ御極印ニ仕、当時壱艘も無御座、勿論名前之者無之、当時家主名前ニ而印形仕度段申立、下ヶ札ニ致し、当時名前相認印形いたし、同五月九日藤右衛門、新兵衛、助之丞、理左衛門〔以上四名は名主（引用者注）〕罷出、当時家主名前印形下ヶ札御役所御帳江掛差上、熊井町家主庄兵衛猟舟所持相続ニ付、御帳面江印形いたし

ここには、帳面に記された漁船は明和八年当時一艘もなく、船主として書き上げられた名前の者も存在しないと記されている。これは、熊井町の家守（「家主[47]」）庄兵衛が漁船を相続して所持していたことからも知られる通り、明和八年に漁船が一艘も存在しなかったことを意味するのではなく、漁船は相続などによって存在しても、帳面に記された名前の者は生

存しておらず、これらの者が所持する漁船は存在しないということである。この中に「上ケ御極印ニ仕」とあるのは、極印が川船役所に返上されたと理解され、極印を受けた者が死亡或いは何らかの事情で漁船を手放した際に、その極印は返上されるが、漁船を相続した者の名前で新たに極印を受けることはなかったため、帳面の名前の者と明和八年の漁船所持者が一致しなくなったと考えられる[48]。そのため船主改めでは、当時の家守が署名に捺印を添えた下札を帳面に貼付した。この但し書きに続けて『寛永録』に収録された熊井町の船主改めの事例では、例えば「舟主伊兵衛」と記された箇所には「伊兵衛舟株　孫兵衛印」と記された下札が貼付されたことが確認され[49]、帳面に記された船主の名前が船株の名前となり、船株は家守の名義で維持されたことが指摘できる。

以上の船主改めの経緯より、「御役所御帳面之写」に記された名前の者は明和八年以前に川船役所から極印を受けた者であると考えられる。この帳面の作成年代は明記されてないが、深川猟師町の漁船は享保九年に川船役所の極印を受けたこと、及びこの時に極印を受けた一六九艘が以後の深川猟師町の漁船数と定められたことから、この帳面は享保九年当時の船主名が記されたものとするのが妥当であると考えられる。享保九年九月に赤貝船に対する極印打ちの免除を訴えた訴状の署名に見られる漁師惣代の名前が[50]、すべてこの帳面の船主の名前の中に確認されることも、このことを証明していると言えよう。

なお一六九艘の漁船高は明和八年以降一六九株の船株として、その数が維持されたが、実際の操業漁船数が一六九艘存在し続けたわけではない。『寛永録』には、深川猟師町の名主達が作成した宝暦一二年三月二六日付けの「(無年貢漁船調査書[51])」が収録されているが、この調査書から宝暦一二年には「当時有之猟船」が黒江町の一二艘と大島町の七五艘の計八七艘であったことが判明する[52]。残りの八二艘については、「先年段上(々脱カ)ケ御極印ニ仕、壱艘も無御座候処」などと記されており、川船役所の極印が返上されたことが確認できる[53]。この書上に記された「当時有之猟船」の「持主名前」には、先に触れた熊井町の庄兵衛が含まれていないことが確認される。庄兵衛は三艘の漁船を所持していたと考えられるが「当時

有之猟船」に計上されていないということは、「当時有之猟船」とは実際に操業されていた漁船を指し、庄兵衛の漁船は極印を返上して操業を停止していたと理解されよう。よって宝暦一二年の操業漁船数は八七艘であったと言える。相川町の九兵衛の漁船については「当三月上御極印ニ仕」と記されており、宝暦一二年三月に極印が返上されて操業が停止されたことが確認され、操業漁船が存在する町は大島町と黒江町のみになった。既述の通り九年後の明和八年に深川猟師町の漁船は株化したが、その時には既に船株数と操業漁船数は大きく乖離していたのである。

さて、〔表2〕は以上の史料解釈に基づいて「御役所御帳面之写」などから作成したものであるが、以下ではこの表をもとに享保九年の漁船所持者の分析を行う。第一に、享保九年の深川猟師町では九五名の者が一六九艘の漁船を所持していたことが判明するが、これらの漁船所持者の中には、当時の深川猟師町のすべての漁師惣代が含まれており、大島町の久右衛門のように九艘の漁船を一手に集積した漁師惣代も存在したことが指摘できる。これは、享保九年の漁師の中に漁船所持者が存在したこと、及び当時の漁師惣代は漁船を所持・集積する経済力を有したことを示していると考えられる。また、佐賀町の漁師惣代の五郎左衛門は、元禄一三年（一七〇〇）には「年寄」[54]、宝永元年（一七〇四）には「町人惣名代」[55]であったことが確認され、漁師の代表であるだけではなく、佐賀町の中でも有力な存

表2
出典:「武蔵国葛飾郡猟師町検地水帳」(『寛永録』壱、16-54頁)
「御役所御帳面之写(船主書上)」(『寛永録』三、70-87頁)
・漁師惣代:享保9年「乍恐以書付申上候(赤貝船川船役所極印受御免願)」
(『寛永録』弐、62-64頁)
・五郎左衛門(月行事):享保10年(1725)「奉願定免之事」
(『寛永録』弐、64-67頁)
・徳兵衛/庄兵衛(月行事):延享4年(1747)「乍恐以書付申上候(朝鮮人来朝人馬役御尋に付き)」
(『寛永録』三、29-35頁)
・仁兵衛/茂右衛門(家守):宝暦10年(1760)「深川佐賀町惣絵図」
(東京都立中央図書館所蔵、東京誌料0472-32)
・善右衛門(月行事):安永7年(1778)「乍恐以書付奉願上候(助郷代役御免願)」
(『寛永録』三、94-97頁)
・清左衛門(月行事):天明8年(1788)「乍恐以書付奉願上候(名主忠太郎支配付に付き)」
(『寛永録』四、12-13頁)
(注1)○・◎は元禄10年の検地帳に同名の名請人が確認される者(○は1筆、◎は2筆)。〔表1〕参照。
(注2)●は享保9年に漁師惣代であった者。
(注3)★は月行事・家守と同名の者が確認される者(年代は出典を参照)。
(注4)番号は作成者が便宜上つけたものであり、〔表3〕の番号と対応する。

〔表2〕享保9年(1724)の船主

町名				船主	艘
佐賀町 22艘	○	●	★	五郎左衛門	3
				源左衛門	2
			★	徳兵衛	2
				勘右衛門	1
	○			権右衛門	1
				善兵衛	1
	○			甚兵衛	1
	○			七兵衛	1
				八郎左衛門	1
				伊左衛門	1
				八右衛門	1
				喜右衛門	1
				伝左衛門	1
	○		★	仁兵衛	1
	○		★	茂右衛門	1
				仁右衛門	1
				茂兵衛	1
				半兵衛	1
小計					22
相川町 17艘				権右衛門	2
				嘉兵衛	2
				九兵衛	2
	○			三郎兵衛	1
		●		六郎兵衛	1
				八兵衛	1
				九郎右衛門	1
			★	善右衛門	1
				忠左衛門	1
				七郎兵衛	1
				四郎兵衛	1
				金右衛門	1
				佐平治	1
				五郎兵衛	1
小計					17
熊井町 19艘				権左衛門	3
			★	庄兵衛	3
				伊兵衛	2
				清十郎	2
	◎			七左衛門	2
				治兵衛	2
		●		仁兵衛	1
				源八	1
				久三郎	1
				長四郎	1
				庄太郎	1
小計					19
富吉町 1艘	○	●	★	清左衛門	1
小計					1

町名				船主	艘	番号
大島町 90艘		●		久右衛門	9	1-9
				清兵衛	8	10-17
		●		文右衛門	6	18-23
				九郎兵衛	5	24-28
				利右衛門	5	29-33
				庄次郎	5	34-38
				与四兵衛	5	39-43
				市郎右衛門	4	44-47
		●		平兵衛	4	48-51
				惣兵衛	3	52-54
				善兵衛	3	55-57
				太兵衛	3	58-60
				勘三郎	2	61・62
				権之助	2	63・64
				吉左衛門	2	65・66
				六右衛門	2	67・68
				長兵衛	2	69・70
				忠右衛門	2	71・72
				善右衛門	1	73
				長九郎	1	74
				勘太	1	75
				宇兵衛	1	76
				次右衛門	1	77
				権七	1	78
				五郎左衛門	1	79
				次郎左衛門	1	80
	○			五兵衛	1	81
				六郎兵衛	1	82
				嘉兵衛	1	83
				七兵衛	1	84
				四郎兵衛	1	85
				伝兵衛	1	86
				与兵衛	1	87
				三左衛門	1	88
				伊兵衛	1	89
				孫三郎	1	90
小計					90	
黒江町 20艘		●		市右衛門	3	1-3
				権兵衛	2	4・5
	○	●		次右衛門	2	6・7
				喜兵衛	2	8・9
				仁右衛門	1	10
				忠次郎	1	11
				伝十郎	1	12
				善太郎	1	13
				弥兵衛	1	14
				庄三郎	1	15
				小兵衛	1	16
				作兵衛	1	17
				太郎兵衛	1	18
				五兵衛	1	19
				五右衛門	1	20
小計					20	
漁船数					169艘	

在であったことが判明する。

第二には、享保九年の漁船所持者の中に、佐賀町の五郎左衛門・徳兵衛、相川町の善右衛門、熊井町の庄兵衛、そして富吉町の清左衛門のように、月行事を勤めた者が存在したことが指摘できる[56]。延享四年（一七四七）に月行事を勤めた佐賀町の徳兵衛は、寛延二年（一七四九）四月五日に町内の屋敷地が高間伝兵衛から三井次郎右衛門に売却された時の沽券状に、五人組の一人として署名・押印したことが確認され[57]、宝暦四年（一七五四）には三井家が所持する土地の家守であったことが知られる[58]。同じく延享四年に月行事を勤めた熊井町の庄兵衛は、〔史料2〕より明和八年当時は漁船を相続して所持していた家守であり、天明八年に富吉町の月行事を勤めた清左衛門は、同年に同町の「家主共惣代」であったことが判明する[59]。以上より、月行事を勤めた者の多くは家守であったと考えられる。既述の通り佐賀町の仁兵衛・茂右衛門が宝暦一〇年には家守となっていたことを考え合わせるならば、享保九年の漁船所持者の中に家守あるいは後に家守となった者が存在したと指摘することができる。但し、佐賀町の五郎左衛門・仁兵衛・茂右衛門、及び富吉町の清左衛門は、元禄一〇年には土地を所持しており、いつの時点で土地を手放したのかは不明である。漁師と土地所持者が乖離する傾向にあったことは前章で指摘した通りであるが、享保九年時点では彼らは依然として土地を所持する居付地主であった可能性があることも合わせて指摘しておく[60]。

他方、先に触れた享保九年六月付けの漁船への極印打ちの免除を求めた訴状の中には、以下の一条が記されている。

〔史料3[61]〕

一、右猟船之儀、川舟之働与違、日並ニ寄、一月十日廿日之猟も仕候ニ付、御極印請申候而者、破船之節度々川船御役所并御前様〔関東郡代（引用者注）〕両御懸りニ罷成候而者、御訴其上年々通手形御書替等ニ付、猟船持御役所江罷出候得者、乗合猟師并売子等迄商売相止申候故、末々大勢之難儀ニ罷成、迷惑奉存候

ここには、川船役所の極印を受けるようになると、破船の届出や通手形の書替などのために、船主（「猟船持」）は関東郡代役所と川船役所の両方に出向くことになり、その間「乗合猟師」・「売子」は商売ができず、「末々大勢」の難儀になるとある。この一条より、自身は漁船を持たず、他の船主の漁船に乗り込んで漁を行う漁師が存在したことが判明する。享保九年の漁師達の間には、漁船を所持・集積する経済力を有した漁師から、漁船を所持しない零細な漁師まで、経済的な格差が存在したと考えられる。

四　安永期の漁船と漁師

深川猟師町では安永九年に船株譲渡が行われた。それ以前は船主の中で漁船の所持が困難になった者が存在しても、船株を譲渡することは認められていなかったが、安永八年に船主が同じ町内の者へ船株を譲渡し、船株の名前を譲り受けた者の名前にすることが公認されたのである。(62)『寛永録』には大島町・黒江町の名主助之丞が関東郡代役所に宛てた、安永九年一一月付けの船株譲渡の許可を求める願書が収録されている。(63)願書には七五艘分の譲渡前と譲渡後の名前が記されているが、(64)その末文には、「右之通猟船持主名前改、并猟船持兼候者共、同町之者共江舟株譲り渡、已来譲り請候者共名前ニ而、川船御役所御極印奉請度、舟持共一同奉願上候」と記されており、七五艘分の船株は「舟持共一同」が所持する操業漁船の船株であることが知られる。この願書における漁船一艘ごとの名前の記載方法は、「伝兵衛名改久五郎」という方法と「譲渡元舟主権之助　譲受当舟主文四郎」という方法の二種類があるが、前者は「猟船持主名前改」、後者は「猟船持兼候者共、同町之者共江舟株譲り渡」した場合の記載方法に相当すると考えられる。既述の通り明和八年の時点で、享保九年の船主の名前は船株の名前となったが、この願書における前者の伝兵衛と後者の権之助についても、享保九年の

船主の名前と一致することが確認され（前者は〔表2〕の番号86、後者は63）、両者は享保九年の船主の名前に由来する船株名であると考えられる。前者の久五郎は以前から伝兵衛船株の漁船を所持しており、船株の名前を伝兵衛から自分の名前に改めたと理解できる。つまり漁船の売買による船株の移動はなく、久五郎は伝兵衛の漁船を相続して所持した子孫にあたると考えられる。後者の文四郎は、権之助或いはその子孫が売却した漁船を取得し、船株の名前も自分の名前に改めたと理解でき、漁船の売買によって船株が移動した事例として挙げられる(65)。

〔表3〕は以上の史料解釈に基づいて、この願書などから作成したものである。〔表3〕より、安永九年の深川猟師町では四四名の者が七五艘の漁船を所持していたことが判明し、享保九年と比較すると、漁船数も漁船所持者数も大幅に減少したことが指摘できる。漁船数については、既述の通り宝暦一二年の時点で八七艘まで減少したが、寛政一一年（一七九九）四月に大島町・黒江町の名主助之丞が代官所に宛てたと考えられる書付には「一、無年貢猟船　六拾八艘」とあり(66)、漁船数は安永九年以降も減少し続けたことが確認できる(67)。

これらの七五艘分の操業漁船の船株の中で、享保九年以来相続されてきた漁船の船株は、大島町の一七艘と黒江町の九艘の計二六艘分であり、残りの四九艘分については、漁船の売買を通して船株が移動した。多くの漁船が売買され、享保九年に漁船を所持した者及びその子孫の多くから、漁船の所持が離れたことが指摘できる。こうして売りに出された漁船は、大島町の源太郎が八艘、藤兵衛が五艘を取得したほかは、多くは一艘から二艘規模の小規模な船主に所持された。〔表4〕は深川猟師町の漁師惣代をまとめたものであるが、船株譲渡が行われた前後の安永八年・天明二年の漁師惣代の中に、漁船を集積した源太郎・藤兵衛の名前を見出すことはできず、小規模な漁船所持者の中にも漁師惣代は存在しないことが判明する(68)。すべての漁師惣代が漁船所持者であり、多くの漁船を集積した漁師惣代が存在した享保九年とは、状況が大きく変化したことが指摘できる。

漁師惣代が漁船を所持しなくなった以上、ほかの漁師達の多くも漁船の所持から離れたと考えられる。それでは、安永

〔表3〕安永9年(1780)の船株所持者

大島町						
船株所持者		船株				
名前	数		船株名	数	番号	
源太郎	11	●	久右衛門	3	1・2・3	
		○	利右衛門	2	29・30	
		○	平兵衛	2	48・49	
		○	吉右衛門	1		＊
		○	市郎右衛門	1	44	
		○	九兵衛	1	(24)	＊
		○	与四郎	1		＊
藤兵衛	8	●	清兵衛	3	10・11・12	
		○	与四郎	1		＊
		○	平兵衛	1	50	
		○	源三郎	1		＊
		○	久右衛門	2	4・5	
伊兵衛	3	○	利右衛門	1	31	
		○	文右衛門	1	18	
		○	九兵衛	1	(25)	＊
平右衛門	2	●	宇兵衛	1	76	
		○	平兵衛	1	51	
嘉平治	2	●	吉左衛門	1	65	
		○	久右衛門	1	6	
忠兵衛	2	●	嘉兵衛	1	83	
		○	庄次郎	1	34	
五平治	2	●	長九郎	1	74	
		○	庄次郎	1	35	
仁兵衛	2	●	惣兵衛	1	52	
		○	利右衛門	1	32	
伝四郎	2	○	文右衛門	1	19	
		○	勘三郎	1	61	
甚兵衛	2	○	文右衛門	1	20	
		○	庄次郎	1	36	
久五郎	1	●	伝兵衛	1	86	
市右衛門	1	●	権七	1	78	
九十郎	1	●	六右衛門	1	67	
宇兵衛	1	●	伊兵衛	1	89	
安右衛門	1	●	五兵衛	1	81	★
嘉兵衛	1	●	勘太	1	75	★
文四郎	1	○	権之助	1	63	
善兵衛	1	○	市郎右衛門	1	45	
喜右衛門	1	○	利右衛門	1	33	
孫兵衛	1	○	久右衛門	1	7	
清右衛門	1	○	太兵衛	1	58	
長次郎	1	○	庄次郎	1	37	
庄兵衛	1	○	庄次郎	1	38	
理平治	1	○	九兵衛	1	(26)	＊
平四郎	1	○	吉兵衛	1		＊
清五郎	1	○	与四兵衛	1	39	
与平治	1	○	文右衛門	1	21	
長右衛門	1	○	善兵衛	1	55	
善四郎	1	○	清兵衛	1	13	
久次郎	1	○	九兵衛	1	(27)	＊
伊右衛門	1	○	勘三郎	1	62	
九兵衛	1	○	市郎右衛門	1	46	
計	58		計	58		

黒江町						
船株所持者		船株				
名前	数		船株名	数	番号	
半七	3	●	伝十郎	1	12	
		○	市右衛門	1	1	
		○	弥兵衛	1	14	
清左衛門	2	●	忠次郎	1	11	
		○	市右衛門	1	2	
平右衛門	2	●	小兵衛	1	16	
		○	権兵衛	1	4	＊
弥兵衛	2	○	権兵衛	2	5	＊
清兵衛	1	●	喜兵衛	1	8	
長七	1	●	太郎兵衛	1	18	
清七	1	●	作兵衛	1	17	
五郎兵衛	1	●	五右衛門	1	20	
勘右衛門	1	●	仁右衛門	1	10	
清右衛門	1	●	五兵衛	1	19	
清次郎	1	○	次右衛門	1	6	
喜八	1	○	次右衛門	1	7	★
計	17		計	17		

出典:「乍恐以書付奉願上候(船株譲渡願)」
(『寛永録』三、 122-132頁)
・安右衛門:安永7年(1778)
「乍恐以書付奉願上候(助郷代役御免願)」
(『寛永録』三、94-97頁)
・嘉兵衛/喜八:寛政元年(1789)
「乍恐以書付申上候(言ノ字船御菜御用に付き)」
(『寛永録』四、22-25頁)

(注1)●は相続漁船の船株、○は売買を経た漁船の船株であることを示す。
(注2)★は月行事と同名の者が確認される者(年代は出典を参照)。
(注3)番号は作成者が便宜上つけたものであり〔表2〕の番号と対応する。
(注4)＊は〔表2〕の船主に同名の者が確認されないもの、あるいは所持船(株)数があわないものである。これらについては誤写であると考えられる。
(注5)九兵衛については〔表2〕の九郎兵衛(番号24-28)に相当すると推定される。

〔表4〕深川猟師町の漁師惣代

	正徳4年 1714	享保9年 1724	安永8年 1779	天明2年 1782	弘化2年 1845	弘化4年 1847	嘉永元年 1848	嘉永3年 1850	慶応2年 1866
清住町		〃	〃	〃			〃	〃	
佐賀町		五郎左衛門	利右衛門 忠兵衛	〃			〃	〃	
相川町		六郎兵衛	九郎右衛門 善右衛門	●佐平治	万吉		佐吉	●政蔵	
熊井町		仁兵衛	七左衛門 久三郎	●勘七			新治郎	●松五郎	●長八
富吉町		清左衛門	清左衛門	〃			〃	〃	
諸町		(仁兵衛)	〃	〃			〃	〃	
大島町		文右衛門 久右衛門 平兵衛	伝兵衛 文右衛門	●長五郎			幸次郎	●惣次郎	
黒江町		治右衛門 市右衛門	五兵衛 喜兵衛	●長四郎			〃	〃	
	市右衛門					寅次郎			

出典:正徳4年「正徳四年海面地図」(国文学研究資料館史料館所蔵、祭魚洞文庫旧蔵水産史料23Z1-861)
享保9年「乍恐以書付申上候(赤貝船川船役所極印受御免願)」(『寛永録』弐、62-64頁)
安永8年「乍恐以書付奉願上候(船株譲渡願)」(『寛永録』三、97-102頁)
天明2年「差上申一札之事」(『船橋漁業史』85-91頁)
弘化2年「御堀内投網猟一件(江戸深川佃島)」(祭魚洞文庫旧蔵水産史料23Z1-943)
弘化4年「乍恐以書付奉申上候(出水之節御救船御用に付き)」(『寛永録』七、80-83頁)
嘉永元年「乍恐以書付奉申上候(海辺新田地先松平阿波守様拝借地に付き)」(『寛永録』七、75-80頁)
嘉永3年「(漁業差障出入御裁許連判状)」(『寛永録』七、102-111頁)
慶応2年「深川漁場出入一件済口証文」(祭魚洞文庫旧蔵水産史料23Z1-944)

(注1)〃は漁師惣代が不在であることを示し、空欄は漁師惣代の存在の有無が不明であることを示す。
(注2)●は店借と確認された者。
(注3)正徳4年の市右衛門は深川猟師町の漁師惣代とされているが、同史料には大島町と黒江町の名主助之丞の署名が確認され、市右衛門は大島町か黒江町居住である可能性が高い。
(注4)享保9年の漁師惣代は、史料上では「猟師代」とされている。
(注5)享保9年の仁兵衛は熊井町と諸町の漁師惣代とされているが、同年の熊井町の船主に仁兵衛が確認されることから、仁兵衛は熊井町居住であると考えられる。
(注6)天明2年の佐平治は当時煩いに付き、倅の藤次郎が漁場争論裁許の連判に署名した。
(注7)弘化4年の寅次郎は深川猟師町の漁師惣代とされているが、同史料には当時相川町と清住町の名主であった新兵衛の署名が確認され、寅次郎は相川町居住である可能性が高い。
(注8)慶応2年の長八は、深川浜十三ヶ町の漁師惣代である。

九年の漁船所持者はいかなる者であったのだろうか。

まずは、多くの漁船を集積した大島町の源太郎と藤兵衛に注目する。藤兵衛は清兵衛船株の三艘の漁船を相続しており、享保九年に八艘の漁船を集積した清兵衛の子孫であることが判明する。藤兵衛については、嘉永六年（一八五三）五月付けの「諸問屋名前帳」に、安針町組の鮮塩干肴問屋として深川大島町虎次郎地借の大野屋藤兵衛が記されている[69]。明治一二年（一八七九）二月二四日に深川区の漁師惣代が東京府知事に提出した旧記取調には、「大嶋町辰右衛門店漁師地小買人藤兵衛義、往古ゟ右町住居、下総国検見川赤貝仕入引請候ニ付、寛永年中両御丸江赤貝直納仕、剥キ人御台所え差出候義有之候[70]」とある。既述の大野屋藤兵衛が居住する屋敷地の家守は、文久三年（一八六三）一二月一九日に虎次郎から辰右衛門になったことが確認され[71]、漁師地小買人の藤兵衛は大野屋藤兵衛であると考えられる。この旧記取調によれば、大野屋藤兵衛の先祖は深川猟師町の起立当初から大島町に居住し、赤貝を江戸城に上納した漁師地小買人であったとされている。「地小買」とは「其獲ル所ノ魚貝ヲ買集メ行、他方ニ商セシモノ[72]」のことであり、大野屋藤兵衛の先祖は江戸城へ赤貝を上納することによって、江戸時代の初期から魚貝類の商いを行うことが認められたものと推定される。安永九年の藤兵衛の先祖である清兵衛は、享保九年の時点で八艘の漁船を集積する有力者でありながら、漁師惣代ではなかったことを考え合わせるならば、清兵衛は享保九年頃には既に魚商人に特化していたと考えられ、大野屋藤兵衛は安永九年の藤兵衛の名前を襲名した子孫にあたると考えることができるであろう。一方の源太郎は久右衛門船株の三艘の漁船を相続しており、享保九年の漁師惣代の久右衛門の子孫であることが判明する。源太郎については、安政五年（一八五八）三月に深川大島町徳兵衛地借の源太郎と家守（「家主」）の徳兵衛と五人組の半次郎が名主の奥印を添えて本所御掛りに宛てた書付に、「寛永年中右大嶋町外七ヶ町町場新開相成候頃ゟ同町ニ而源太郎義貝類商ひいたし罷在、此者手広ニ渡世仕候ニ付、蛎者勿論其外貝類御賄様方より源太郎江御相対御買上ケ御座候処、貝類之内蛎之義者別而同人ゟ相納候品御風味茂宜敷趣、御郡代伊奈半左衛門様江御賄様方ゟ宝永之度御懸合相成、右御役所ニおゐて、以来源太郎義、御膳御用蛎納方仕候様被仰

付」[73]とある。徳兵衛地借の源太郎の先祖は起立当初から貝類の商いを行っており、宝永期より御膳御用の蛎を上納するようになったことが知られ、安政期には「御膳御次御用蛎納人」であったことが確認できる。徳兵衛地借の源太郎が安永九年の源太郎の名前を襲名した子孫であるならば、安永九年の源太郎の先祖である久右衛門は享保九年当時は漁師惣代であり、久右衛門は漁業を営みながら漁獲された魚貝類を商う漁師地小買人であったと考えられ、享保九年以降商いに特化したとすることができるであろう。

このように、安永九年に操業漁船の船株を集積した源太郎・藤兵衛は、魚商人であった可能性が高いのであるが、魚商人が漁船を所持したということについては、諸問屋仲間の再興に際して本船町他三町の元肴問屋惣代が町奉行所に提出した嘉永五年（一八五二）九月朔日付けの書付に、「一躰右之者共〔深川・築地の魚屋（引用者注）〕儀ハ、元来同所漁人共ニ而持浦・仕入浜等更ニ無之、日々致漁業候魚ハ、四組問屋江差送、仕切代金請取、貝藻類に而も自己之売買仕間敷書付差出置」[74]とあり、深川の魚商人は元来漁師であったことが知られる。また、万延元年（一八六〇）一〇月付けの肴役所取締役名主共による調査書には、「此もの共〔吉五郎他三名の深川の魚屋（引用者注）〕義ハ、同組〔本船町組（引用者注）〕江加入致候而も、素ゟ身元薄ニ而、仕入も無之、荷請も不致由候得共、銘々漁船所持罷在、専ら沖買を致、又者外問屋共仕入浦等江罷越、余人之仕入荷物出買致、居町ニ而売捌候由ニ御座候」[75]とあり、万延元年の深川の魚商人の中には、自身が所持する漁船を元手に商いを営む者が存在したことが指摘できる。

次に、大島町の安右衛門・嘉兵衛と黒江町の喜八が、安永七年（一七七八）あるいは寛政元年（一七八九）に月行事を勤めたことが指摘できる。既述の通り月行事を勤めた者の多くは家守であったと考えられ、安右衛門らは家守であった可能性が高い。享保九年の船主の中に家守あるいは後に家守となった者が存在したと考えられることは既に見た通りであるが、明和八年の船主改めの時にも家守の名前で船株数が維持されたことを考え合わせるならば、安永九年の漁船所持者の中に、家守が少なからず存在した可能性は高いと言えよう。

以上の通り、安永九年の深川猟師町では漁師と漁船所持者は乖離し、多くの漁船は魚商人と家守の手に渡ったと考えられる。

おわりに

起立当初の深川猟師町の漁師は、土地（屋敷地）・漁船を所持していた。土地については一七世紀の早い段階から漁師と土地所持者が乖離を始めたと考えられるが、元禄期の時点では両者は完全に分離しておらず、享保期においても土地を所持する漁師の存在を否定することはできない。両者が完全に分離するのは享保期以降とするのが妥当であると言えよう。一方、漁師と漁船所持者の乖離は、土地所持者との乖離に遅れて始まったものと考えられる。そのため享保期における漁師と漁船所持者の多くは未分離であったと考えられ、漁師の中には多くの漁船を集積した者も存在した。しかし、安永期には大半の漁師は漁船の所持から離れ、漁師と漁船所持者は乖離を遂げた。享保期には相互の間で経済的な格差を有した漁師達は、安永期には漁業をやめて魚商人・家守に特化した者と、漁業を担う漁師とに分解し、この分解の過程で漁船は魚商人・家守の手に渡ったのである。

享保期には深川猟師町の漁船は川船役所の極印打ちを義務付けられたが、江戸城で消費される魚貝類を幕府が確保する方法についても、享保期以降、深川猟師町などの御菜浦による無代上納から、魚問屋を通じた買い上げに重点が移され、享保七年（一七二二）には御菜浦による魚貝類上納の廃止が企図されたことが明らかにされている(76)。江戸内湾地域に関わる幕府の政策は、享保期に漁師の特権を喪失させるものへと転換したと言えよう。深川猟師町の漁師達の分解がすすみ、漁師達の手から土地・漁船が離れてゆく状況が顕著に見られるようになるのも享保期以降であり、深川猟師町の状況と幕府の政策が連動していることが見出される。深川猟師町の漁師をとりまく環境は、享保期を境に大きく変容し始めていたのである。

註

（1）「深川猟師町」の表記について、『御府内備考』巻之百十二（雄山閣版第五巻、二〇〇〇年、七八～七九頁）に記された由緒書に「漁師共住居致候ニ付、町銘深川猟師町と唱」とある通り、起立当初は「猟」が使用され、本稿で主に扱う『寛永録』（後述）でも、主に天保期以前の文書が写された壱～五巻では「深川猟師町」と表記されている。天保期以降の六・七巻（一部壱巻を含む）では「深川漁師町」の表記が多くなり、江戸時代後期には「漁」が多く使用されるようになったことが確認されるが、元来は「深川猟師町」であったことから、本稿では「深川猟師町」と表記した。但し町名のほかは、史料引用を除いて「漁」で統一表記した。

（2）前掲（1）。

（3）出口宏幸「江戸近郊漁村に関する一考察―深川猟師町を事例として―」（『江東区文化財研究紀要』第一号、一九九〇年）。

（4）由緒書（前掲（1））など。深川猟師町と同様に江戸城へ魚貝類を上納する漁師達が住み着いた佃島については、正保元年（一六四四）の起立時に三一名の漁師達が土地（屋敷地）を所持したとされる由緒書の記述と、宝永七年（一七一〇）に作成された「佃島絵図」の屋敷割の在り方が、ほぼ一致することが明らかにされている（古田悦造「近世佃島における集落形態の一考察」『東京学芸大学紀要』第三部門第三三集、一九八一年）。この点を考慮に入れるならば、起立当初の深川猟師町においても漁師達が土地（屋敷地）を所持した可能性は高いと言えよう。

（5）『寛永録』壱、一六～五四頁。

（6）出口論文（前掲（3））。

（7）『寛永録』壱～七（東京都江東区教育委員会社会教育課、一九八六～一九九〇年）。『寛永録』は検地帳や訴状・願書など、主に関東郡代（寛政四年以降は代官）と名主との間で作成・授受された文書の写しが、名主による記録とともに、基本的には編年で収録されたものである。『寛永録』については「解題」（『寛永録』壱、一～二頁）などに詳しい。『寛永録』のほかに相川新兵衛家に伝わったと考えられる史料には、江戸の町方社会の中で作成・授受された文書の写しが収録された『重宝録』一～二十四・別巻二冊、及び町触・浦触の触留である『（御触町触諸達）』九冊がある。相川家文書については「第二期解題」（『江戸町触集成』第六巻、塙書房、一九九六年、一六～一七頁）で触れられている。なお、引用に際しての史料考証は引用者によるものであり、適宜句点を加えた。

（8）羽原又吉「旧幕封建期における江戸湾漁業と維新後の発展」（同著『日本漁業経済史』中巻二、岩波書店、一九五四年）など。

（9）『寛永録』弐、五八～六一頁。

（10）「差上申一札之事（船橋村猟師町惣代 奉行所宛請書）」

（『船橋漁業史』船橋市経済部農水産課、一九七四年、八五～九一頁）。貝ヶ澪については、「猫実堀江両村悪水落澪筋有之、貝ヶ澪と申」とある。

(11)『寛永録』七、七五～八〇頁。年代は正確には嘉永元年である。

(12)「乍恐以書付御訴訟申上候（船橋村猟師惣代名主 奉行所宛訴願状）」（『船橋漁業史』（前掲（10））七〇～七四頁）。「おちのみよ」（落之澪）について、勘定奉行所が仕立て葛西漁場村々・行徳漁場村々・船橋村が連印したと考えられる絵図面の天明三年（一七八三）六月付けの写しには、船橋村前の澪筋が「舟橋みを」、高谷村前の澪筋が「高谷澪」とされ、両者が合流した澪が「落の澪」とされている（「（船橋浦絵図）」『船橋漁業史』に収録された読みとり図による。〔図2〕参照）。

(13) 但し、文政二年（一八一九）四月に江戸の四組魚問屋の行事が肴役所に宛てた書付には、「江戸前と唱へ候場所は、西の方武州品川洲崎一番の棒杭と申場所、羽根田海より江戸前海へ入口に御座候、東の方武州深川洲崎松棒杭と申場所、下総海より江戸海へ入口に御座候、右壱番棒杭と松棒杭を見切に致し、夫より内を江戸前海と、古来より唱へ来り候」と記されている（「日本橋魚市場沿革紀要」上巻『徳川時代商業叢書』第一、名著刊行会、一九六五年、四一九～四二〇頁。この点については吉田伸之「芝金杉町組魚問屋仲間と雑魚場」同著『巨大城下町江戸の分節構造』（山川出版社、二〇〇〇年）を参照）。「武州品川洲崎一番の棒杭」は羽田浦と江戸前の境にあることから、一之澪杭跡と一致すると考えられるが、「深川洲崎松棒杭」と貝ヶ澪、及び船橋浦と下総海との関係は不明である。また、鰻は「築地、深川、両国辺のものを江戸前といふ上品なり」とされており（「魚猟手引」天保五年（一八三四）序、東京都立中央図書館所蔵、加賀文庫四二一〇）、江戸前の呼称がより限定的に使用されることもあった。

(14)『重宝録』六（東京都政策報道室都民の声情報公開課版第一、二〇〇〇年、四三五頁）。なお「伴津」という村・浦名は確認されない。

(15) 以下の笥漁に関する記述・史料引用は、『寛永録』七、一〇二～一一一頁による。

(16) 以下の漁具・漁法に関する記述は、主に明治二三年（一八九〇）三月に東京府農商課によって編纂された「東京府管内水産図説」巻之四の深川（浦）の項（『旧幕封建期に於ける江戸湾漁業と維新後の発展及びその史料』第二巻、水産研究会、一九五一年、一八四～一九四頁）による。

(17)「東京府管内水産図説」巻之二の地引網の項に、黒小引網とは「網小地引ニ似タレトモ少シク異ナリ、蓋小地引ヲ夜中ニ使用スルヲ以テ黒小引ト称ス、小引トハ小地引ノ略語ナリ」とある（前掲(16)九頁、傍線は引用者による）。

(18) 前掲（9）。

(19)『寛永録』四、二〇頁。

(20)『寛永録』四、四二～四四頁。
(21)「河海捕魚採藻漁民漁具取調書」(『回議録(明治一六年)』東京都公文書館所蔵、マイクロフィルム版、府明Ⅱ明一六―八八)。『回議録』に収録されている、佃島の漁師と周辺地域の漁師との漁場問題に関わる史料の多くは、『佃島と白魚漁業―その漁場紛争史―』(都市紀要二十六、東京都、一九七八年)に抄録されている。
(22) なお大島町では享保二〇年(一七三五)以来、将軍の御成先での上覧御用として簀引網漁が行われたことが知られる(『御府内備考』巻之百十四(前掲(1)一一三頁))。簀引網漁は七〇～八〇名の漁師によって行われたが、「此漁ハ他漁ノ間暇ニ施行シ、漁業中ノ玩娯ニ属ス」とあり(前掲(16)一九三頁)、日常の漁としてどれほど行われたのかは不明である。
(23)『寛永録』弐、六頁。
(24)『寛永録』弐、一〇頁。
(25) 前掲(5)。検地が実施されたのは元禄八年六月であり、「検地帳」が作成されるまでに二年以上かかっているが、これがいかなる事情によるものかは不明である。
(26) 成瀬隼人正が清住町で名請した二九歩の屋敷地は、「検地帳」には「河岸」の表示はないが、「本所深川町屋鋪寄帳」(後掲(29))では「川岸地面」と記されていることから、河岸地として計上した。また名請人については、複数の町で確認された同じ名前の者を同一人物と理解した場合は一二〇名となる。出口論文(前掲(3))では名請人は一五二名とされ、『江東区史』上巻(江東区、一九九七年)第二編第一章第四節「元禄検地と町並地」(並木克央氏執筆)では名請人は一一九名とされているが、前者では富吉町・黒江町の名請人が一名ずつ余分に計上され、後者では黒江町の長十郎が計上されていない。
(27)「肯山公治家記録全書」後編巻之八十七(『仙台藩史料大成伊達治家記録』二十、宝文堂、一九八一年、一七七～一七八頁)。
(28) 曲田浩和「元禄期の仙台藩深川蔵屋敷について」(『江東区文化財研究紀要』第十号、一九九九年)。
(29) 以上の前田家の蔵屋敷についての記述・史料引用は、「本所深川町屋鋪寄帳」(国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、八〇七―五二)に拠る。これは元禄一五年(一七〇二)一〇月に屋敷改の赤井六兵衛と瀧川清右衛門が、武士・扶持人の所持する屋敷地をまとめて記帳したものである。同年以降屋敷地所持者の変更などがあると、張紙が付されており、引用箇所も前田家の屋敷地が帳消された時の張紙である。
(30)『集約江戸絵図』上巻、中央公論美術出版、一九六三年。これは「寛文江戸図」の通称をもつ五枚の絵図の内の第二図である。
(31)「肯山公治家記録全書」後編巻之八十八(前掲(27)二〇一頁)。

(32)『江戸―東京市街地図集成一六五七―一八九五』柏書房、一九八八年。

(33)「東邸沿革図譜」(『東京市史稿』市街篇第七、東京市、一九三〇年、四一五~四一七頁)には前田家の黒江町の蔵屋敷について、二一一二坪と三二〇坪の計二四三二坪の土地が明暦三年三月に購入され、米蔵が置かれたと記されているが、三二〇坪の屋敷地については「(前略)又此倉第ノ旧記ニハ、其初メ慶安四年〔一六五一年(引用者注)〕辛卯百姓地ヲ買取セ、承応三年〔一六五四年(引用者注)〕甲午猟師町ノ内町並御屋鋪ト為ル、其地形間口十六間奥ユキ二十間ト也、明暦三年丁酉ヨリ公ノ御名ニ改リ、万治元年〔一六五八年(引用者注)〕戊戌ヨリ此所ニ始テ米廩出来トアリ」と注釈があり、米蔵を建てるために土地が購入されたのは慶安期ではないかと考察が加えられている。「東邸沿革図譜」と「本所深川町屋鋪寄帳」(前掲(29))の坪数には誤差があり、この点については「寛文戊申〔寛文八年(一六六八年・引用者注)〕上稟ノ数ハ、両許併テ二千四百三十二坪ニテ、今ノ官数〔宝永四年(一七〇七)申告の坪数(引用者注)〕トハ二百三十六坪ノ耗闕アリ」と記されているが、その理由は不明である。

(34) 由緒書(前掲(1))など。

(35)『寛永録』弐、一〇頁。年代は正確には貞享五年である。

(36)『深川大嶋町地所調』(国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、八〇九―一六)。これは『地所調』一〇冊の中の一冊である。『深川大嶋町地所調』の表紙には「三冊之内」と記されているが、一〇冊の中には本冊と後掲(73)の二冊のみが確認され、残る一冊は『地所調』三冊(同八〇九―一〇)にある。この二反歩の土地は「大猷院様〔徳川家光(引用者注)〕御茶屋御用地」として上地となり(年代不明)、寛文二年(一六六二)に越中島の東の水地が代地として与えられた。なお名請人の小左衛門は、起立当初の小左衛門の名前を襲名した子孫にあたると考えるべきであろう。

(37)「深川屋敷書替証文之写」(東京大学経済学部図書館文書室所蔵、白木屋文書A六―一一)。なお七郎兵衛の居所が本材木町であること、及び元禄一二年(一六九九)まで深川猟師町の東側に接する辺りに材木置き場が存在していたことから、七郎兵衛は材木商人であったと類推することもできよう。材木置き場については、『御府内備考』巻之九(雄山閣版第一巻、一六六~一六七頁)、同巻之百十八(前掲(1)一八六~一八七頁)、一七世紀頃の材木置き場の位置は、「(江戸大絵図)」(前掲(32))、「新板江戸外絵図深川本庄浅草」(前掲(30))などより知ることができる。

(38)「深川佐賀町惣絵図」(東京都立中央図書館所蔵、東京誌料〇四七二―三二)。これは宝暦一〇年六月の原図が嘉永三年七月に町年寄の喜多村によって写されたものである(「波多野純「深川の建築―河岸地を中心に―」高田衛・吉原健一郎編『深川文化史の研究』下、東京都江東区総務部広報課、一九八七年)。この絵図には一筆ごとの地主・家

守名、及び本屋敷・河岸屋敷の四至の間数・坪数・反別・年貢高（永銭）が記載されている。なお元禄一〇年と宝暦一〇年の年代差を考慮するならば、宝暦一〇年の仁兵衛・茂右衛門は、襲名した子孫にあたると考えるのが妥当であろう。

(39)「宝暦九卯年御尋之節御返答書之写」（『寛永録』三、一一二～一一四頁）。

(40) 以下の川船の統制に関する記述は、丹治健蔵『関東河川水運史の研究』（法政大学出版局、一九八四年）第七章「関東における川船極印改め制の確立過程」、第八章「関東における川船支配政策の展開」、川名登『近世日本水運史の研究』（雄山閣出版、一九八四年）第四章第一節「川船奉行・川船改役の研究」に拠る。

(41)『寛永録』三、一〇九～一一二頁、後掲の〔史料3〕と同史料。

(42) 享保五年一二月二八日に、それまで関東における川船統制を行ってきた勘定奉行配下の川船奉行は廃止され、作事奉行配下の作事方棟梁鶴武左衛門が川船方御用に任ぜられた（前掲（40））。

(43)『重宝録』二（前掲（14）九二～九五頁）。

(44)『寛永録』三、六〇～六九頁。なお『寛永録』弐（九～一〇頁）には、「貞享五辰年、言之字無年貢猟船九拾艘大島町、同弐拾弐艘佐賀町、同壱艘富吉町、同拾九艘熊井町、同弐拾艘黒江町、同拾七艘相川町、合百六拾九艘銘々川船ニ紛敷旨ニ而、伊奈半十郎様ゟ御幟被下置、船印ニ相建之猟業致、旅猟船七艘者浮役相勤」と記されている。「言之字」の極印が打たれ、漁船数が一六九艘とされたのは享保九年のことなので、貞享五年の「言之字無年貢猟船」数が一六九艘であったという記述をそのまま信用することはできない。仮に貞享五年に関東郡代役所から幟を与えられた漁船数が一六九艘であったとするならば、享保九年に川船役所の極印を打たれた漁船は、貞享五年に幟を与えられた漁船であったと考えることも可能であるが、貞享五年と享保九年の船主の関係などについては不明である。

(45)『寛永録』三、七〇～八三頁。

(46)『寛永録』三、八四頁。

(47)「守貞謾稿」巻之四（『守貞漫稿』上巻、東京堂出版、一九七三年、五〇頁）に、「家主」とは「戸籍等ニハ家主ト書、則家守也、（中略）地主ノ地面ヲ支配シ、地代・店賃ヲ店子ヨリ集メテ地主ニ収メ、公用・町用ヲ勤メ、自身番所ニ出テ非常ヲ守ルヲ職トス」とある。

(48) 仮に川船役所が漁船所持者の変更の度に、極印を有する者の名前を書き替えていたとしても、その変更が関東郡代役所の側では把握されなかったと考えることができよう。しかし、天明七年（一七八七）に川船役所の豊嶋左兵衛が北町奉行の柳生久通へ提出した書付の中に「佃嶋無年貢極印猟船三百壱艘之儀、古来より名主船主忠兵衛名前ニて極印相済来候処」とあり（「川船方御用書物」二『東京

市史稿』産業篇第三一、東京都、一九八八年、三九～四〇頁)、深川猟師町と同様に無年貢であった佃島の三〇一艘の漁船は、すべて忠兵衛の名前で川船役所に登録されており、一艘ごとの船主が把握されていなかったことが知られる。この点を考慮に入れるならば、川船役所が深川猟師町の漁船一艘ごとの極印を有する者の名前を把握し、それらの者が変更する度に逐一再登録していたとは考え難い。

(49)『寛永録』三、八四～八七頁。

(50)「乍恐以書付申上候(赤貝船川船役所極印受御免願)」(『寛永録』弐、六二～六四頁)。先に触れた享保九年六月付けの訴状(前掲(41))は、すべての無年貢漁船の極印打ちの免除を求めるものであったが、そこでは相川町の漁師惣代の名前が空欄となっている。

(51) 前掲(44)。

(52) 八七艘の漁船の「持主名前」は後掲の付表の通りである。「持主名前」は享保九年の船主の名前とほぼ一致するが、両年代には三八年の開きがあることから、すべての「持主名前」の者が享保九年以来生存していたとは考えられない。九年後に行われた船主改めの経緯を考慮に入れるならば、宝暦一二年の「持主名前」は明和八年以降の船株の名前に相当する名前であり、実際の漁船所持者の名前ではないとするのが妥当であろう。なお史料上の合計は、黒江町の一二艘と大島町の七六艘の計八八艘とされている。

(53) 極印が返上された経緯については、「享保十四酉年類焼之節、帳面焼失仕候ニ付、委細之義相知不申候」などとある通り、火災による帳面焼失によって詳細を知ることはできないとされている。

(54)「おぼこ猟之儀ニ付東浦并西浦連判写」(『回議録(明治一二年)』東京都公文書館所蔵、マイクロフィルム版、府明Ⅱ明一二―六五)。

(55)「乍恐口上書を以御訴詔申上候(河岸家作御免願)」(『寛永録』弐、三二～三五頁)。

(56) 但し、月行事を勤めたことが確認された年代が享保九年から大きく離れている者は、襲名した子孫にあたると考えるべきであろう。

(57)「(深川佐賀町中之橋南角表田舎間拾三間半裏弐拾四間四尺並横屋敷土蔵共沽券状)」(三井文庫所蔵、追七〇八―三)。

(58)「江戸抱屋鋪御名前間数沽券附」(三井文庫所蔵、続一五四七―三)。

(59)「乍恐以書付奉願上候(名主忠太郎支配付に付き)」(『寛永録』四、一〇～一一頁)など。清左衛門の他に喜助・佐左衛門・清兵衛が「家主共惣代」であったが、佐左衛門は安永八年、清兵衛は寛政元年(一七八九)に月行事を勤めたことが確認される(「乍恐以書付奉願上候(船株譲渡願)」『寛永録』三、九八～一〇一頁、「乍恐以書付申上候(言ノ字船御菜御用に付き)」『寛永録』四、一二～二五頁)。

(60) 佐賀町の五郎左衛門は、延享二～三年(一七四五～一

七四六）には年寄であったことも確認されるが（「覚（村明細書上に付き）」『寛永録』弐、九一～九四頁、「（巡見方通行時の心得承知に付き請状）」『寛永録』三、一四～一六頁）、宝暦一〇年の「深川佐賀町惣絵図」では、その存在を確認することはできない。しかし同絵図において、五郎左衛門が元禄期に名請けした土地には、「地主　五左衛門」と記載されている。この記載が五郎左衛門の誤写であるとするならば、宝暦一〇年は勿論、享保九年当時も五郎左衛門は土地を所持していたと考えることが可能になる。

(61)　前掲（41）。

(62)「差上申御請書之事（船株譲渡許可に付き）」（『寛永録』三、一一七～一二一頁）。出口論文（前掲（3））参照。

(63)「乍恐以書付奉願上候（船株譲渡願）」（『寛永録』三、一二二～一三二頁）。

(64)「一、猟船壱艘」という箇条書きは、黒江町は二〇艘分、大島町は六〇艘分が記されているが、黒江町の三艘・大島町の二艘の計五艘分の誤差は、『寛永録』に写し取る際の誤写であると考えられる。

(65)　なお漁船の売買が安永九年に一斉に行われたのかどうかは疑問を呈する余地がある。漁船の売買を伴う船株の譲渡は、安永八年以前は公認されていなかったが、享保九年の漁船所持者は、「猟船之儀古罷成候而者、海上働難仕候ニ付、他領江売船仕候儀御座候」（前掲（41））とある通り、古くなった漁船を他領の者へ売り払っていたことが知られる。このように漁船を売却するという行為が安永八年以前から行われていた点を考慮に入れるならば、同じ町内においても漁船の売買が行われていた可能性を全く否定することはできない。むしろ、安永九年以前に非公認で行われてきた売買による漁船所持者の変更が、この時の船株譲渡を通して公認されたと考える方が妥当であろう。

(66)『寛永録』五、五七～五九頁。助之丞の肩書きは「深川猟師町名主」とされており、同年には「無年貢船者助之丞支配内ニ計有之候」という状況であったことが知られ（『寛永録』五、六六～六八頁）、大島町と黒江町に存在したと考えられる六八艘以外に、無年貢漁船が深川猟師町で操業されていた可能性はない。

(67)　但し黒江町の漁船数は、宝暦一二年から安永九年の間に一二艘から一七艘に増加したが、これがいかなる事情によるものかは不明である。

(68)　大島町の忠兵衛、黒江町の清左衛門については、安永八年の佐賀町・富吉町の漁師惣代に同名の者が見出されるが、船株譲渡は同一町内においてのみ認められたので、両者はそれぞれ異なる者である。出口論文（前掲（3））では、安永八年一二月付けの船株譲渡許可に対する請状（前掲（62））の分析で、漁師惣代と漁船所持者（「船持共」）が一致すると仮定されている。しかし、この訴状には大島町・黒江町・佐賀町・富吉町・熊井町・相川町の漁師惣代の署名が確認されるが、宝暦一二年には操業漁船は大島町

と黒江町にしか存在しなくなっており、安永八年の佐賀町・富吉町・熊井町・相川町の漁師惣代は漁船を所持していなかったと考えられる。

(69)「諸問屋名前帳」(国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、マイクロフィルム版第四集一三)。

(70)「白魚願ニ付旧記取調書」『回議録(明治一二年)』(前掲(54))。

(71) 前掲(69)。

(72)「東京諸問屋沿革誌」巻二(『江戸東京問屋史料 諸問屋沿革誌』東京都情報連絡室都政情報センター管理部事業課、一九九五年、三五三~三五四頁)。

(73)『深川大嶋町地所調』(前掲(36))。引用に際しては抹消部分を省略した。

(74)「諸問屋再興調」十一(『大日本近世史料 諸問屋再興調』六、東京大学出版会、一九六五年、二六三~二六五頁)。

(75)「肴納人調」三(国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、マイクロフィルム版第四集三六)。

(76) 太田尚宏「近世江戸内湾地域における『御肴』上納制度の展開と漁業秩序」(『関東近世史研究』二八、一九九〇年)、同「江戸城『御肴』上納制度の展開と関東郡代—江戸内湾地域における漁業秩序の特質解明の前提として—」(『地方史研究』二三〇、一九九一年)。

(お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)

〔付表〕宝暦12年(1762)の漁船の「持主名前」

町名	「持主名前」	艘	番号	
相川町	(九兵衛)	(1)		
小計		(1)		
大島町	久右衛門	9	1-9	
	清兵衛	6	10-15	
	文右衛門	6	18-23	
	九兵衛	5	(24-28)	*
	庄次郎	5	34-38	
	市郎右衛門	4	44-47	
	平兵衛	4	48-51	
	五兵衛	3	81	*
	利右衛門	3	29-31	
	惣兵衛	3	52-54	
	勘三郎	2	61・62	
	権之助	2	63・64	
	吉左衛門	2	65・66	
	四郎兵衛	2	85	*
	善兵衛	2	55・56	
	太兵衛	2	58・59	
	六右衛門	2	67・68	
	長兵衛	1	69	
	長九郎	1	74	
	勘太	1	75	
	次右衛門	1	77	
	権七	1	78	
	次郎左衛門	1	80	
	六郎兵衛	1	82	
	嘉兵衛	1	83	
	七兵衛	1	84	
	伝兵衛	1	86	
	与兵衛	1	87	
	伊兵衛	1	89	
	吉右衛門	1		*
小計		75		
黒江町	権兵衛	2	4・5	
	市右衛門	1	1	
	次右衛門	1	6	
	仁右衛門	1	10	
	忠次郎	1	11	
	伝十郎	1	12	
	善太郎	1	13	
	弥兵衛	1	14	
	庄三郎	1	15	
	太郎兵衛	1	18	
	五右衛門	1	20	
小計		12		
漁船数	87(88)艘			

出典:「(無年貢漁船調査書)」(『寛永録』三、60-69頁)

(注1)相川町の九兵衛の漁船の極印は宝暦12年3月に川船役所に返上された。

(注2)番号は作成者が便宜上つけたものであり、〔表2〕の番号と対応する。

(注3)*は〔表2〕の船主に同名の者が確認されないもの、あるいは漁船数があわないものであるが、これらについては誤写であると考えられる。

(注4)九兵衛については〔表2〕の九郎兵衛(番号24-28)に相当すると推定される。